



Tax & Legal Services Newsletter

石油所得税法が生産物分与契約およびサービス契約を導入

- 2017年6月22日に制定され2017年6月23日から施行されている石油業法および石油所得税法 No. 7 は、タイ国に投資する石油探査ならびに精製事業者が利用可能な契約形態として生産物分与契約 (Production Sharing Agreements : PSAs) およびサービス契約を導入しました。これは、石油探査ならびに精製権を付与する代わりに、石油資源の管理のために慣例的に政府が利用してきた方法である PSAs およびサービス契約を提供することを目的としています。当該新たな法律では、要件が規定されると共に、権利保有者の利益や権利、そしてロイヤルティの送金がより適切に行われるよう改正されています。
- 2017年6月23日から施行されている石油所得税では以下の措置が規定されています。
 - PSAs には 20% の税率が適用される。
 - 課税損益の計算に関する改訂。例えば、石油事業に関連する費用および関連会社から請求される費用は、今後公表される財務省省令に規定されるルールや手続きに従って控除することができる。
 - 権利保有者、タイ・マレーシア共同開発地域の PSA 契約者を含む PSA 契約者は、石油生産計画書、石油事業実績報告書、年間予算、支出報告書および年次財務諸表などの追加書類の歳入局への提出が要求される。
- 閉鎖費用の控除を規定する石油所得税法の改正草案が法制委員会で検討されており、まもなくタイ国立法議会に送られてさらなる審議が行われる見込みです。

東部経済回廊で就労する個人に対する新たな租税優遇措置

タイ国内の東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor : EEC) に立地する事業を促進するための勅令 No. 641 が 2017 年 7 月 10 日に公布され 2017 年 7 月 11 日から施行されています。当該勅令では、チャチェンサオ県、チョンブリ県およびラヨン県でターゲット事業を営む企業に勤務することにより生ずる所得に対する軽減所得税率 (17%) が規定されています。当該恩典を享受す

る要件は、(i) 適格役員、専門家あるいは研究者であること、(ii) 当該優遇税率適用年度前にタイ国内に居住していないこと、あるいはタイ国内の滞在日数が 180 日未満であること、(iii) 当該優遇税率適用年度におけるタイ国内の滞在日数が 180 日以上であること、とされています。雇用主は最初の給料支給前に歳入局にその雇用を届け出なければなりません。ターゲット事業には次世代自動車産業、スマート電子産業、産業用ロボット産業、そして農業およびバイオロジカル技術産業が含まれます。

資産の投資に係る租税措置

国内投資を促進するために 2017 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの期間に生じた資本的支出について 50% の追加控除を認めるとする勅令 No. 642 が 2017 年 7 月 10 日に公布され 2017 年 7 月 11 日から施行されています。当該追加控除の条件は以下のとおりです。

- 機械、工具、機器、コンピュータ プログラム、車両（10 席以下の乗用車を除く）および恒久的建物への投資であること。
- 資産は未使用のもので、他の税務特典の対象となっていないこと。
- 投資計画および支払計画を歳入局長に提出すること。

2017 年 7 月 19 日に公布された所得税に係る歳入局長通達 No. 304 により、勅令 No. 642 に規定される二重控除の適用ルールおよび要件が明確にされています。

- 該当資産は 2017 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの期間に締結された契約あるいは発注により取得されたもの、あるいは勅令 No. 604 に基づく税務特典が適用される資産でその支払いが未済であるものでなければならない。
- 恒久的建物への投資には、リースあるいはハイヤーパーチェスによる投資は含まれない。
- 追加控除は、資産の種類に応じて 3、5 もしくは 20 会計年度にわたり継続して均等額で行う。
- 特典は該当資産の減価償却を開始した会計年度から適用しなければならない。なお、勅令 No. 604 の規定が適用される資産については当該規定に従う。
- 投資計画および支払計画の通知は歳入局のウェブサイトを通じて行わなければならない。
- 投資家は歳入局が規定するガイドラインに従って該当資産の詳細を記した報告書を作成しなければならない。

コンピュータ プログラムの利用を促進するための税務特典

タイ国内閣は、コンピュータ プログラムの利用促進を目的として、一定の法人やパートナーシップがコンピュータ プログラムを取得、発注した場合の支出、コンピュータ プログラムを使用した場合のサービス料について二重控除を認めるとする勅令草案を 2017 年 6 月 27 日に承認しました。当該二重控除は以下の要件を満たす法人およびパートナーシップに適用されます。

- 払込済資本金額が 5 百万バーツを超えないこと
- 当該事業年度の売上金額が 30 百万バーツを超えないこと

デジタル経済振興局 (Digital Economy Promotion Agency) に登録されたコンピュータ プログラムの販売者やサービス提供者に支払われるコンピュータ プログラムの対価やサービス料の二重控除は、2017 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの期間に開始する事業年度において、10 万バーツを限度して認められます。

電子決済 (E-Payment) プロジェクトを推進するための租税措置

タイ国内閣は 2017 年 7 月 4 日、タイ国電子決済インフラストラクチャー開発戦略に基づく電子取引教育促進プロジェクトから授与された賞金について個人所得税を免除するとする勅令草案を承認しました。当該免税措置は、2017 年 6 月 1 日以降に政府から授与される賞金で、受領者が 5% の税率による源泉徴収に合意したものに適用されます。

歳入局のルーリング

2ヵ国に恒久的住居を有する個人の居住地の判定

タイ国歳入局は、タイ国とタイ国以外の就労地国の双方に居所を有する個人がタイ国の居住者と判定されたルーリングを公表しました。

本件個人は、タイ国の雇用者により製品の製造品質管理者として海外に派遣されました。当該個人は 218 日間海外に、219 日間タイ国内に居住し、各々の国で 218 日間および 111 日間就労しました。雇用者は当該個人の給料全額をタイ国内の銀行口座を通じて支給し源泉税を控除しました。しかし、当該個人は海外に居住していたため、当該国でも個人所得税の申告を行い納税する必要性がありました。当該個人はタイ国の源泉税について還付請求しました。

タイ国歳入局は、当該個人がタイ国と外国の双方に居住していたため、タイ国と税務上居住者とみなされた当該外国との間の租税条約に規定されるタイブレーカー条項を確認する必要があるとしました。タイ国歳入局は、当該個人の人的、経済的および金銭的関与のほとんどはタイ国にあるとして、租税条約に基づく税務上の居住地はタイ国にあると回答しました。しかしながら、タイ国は当該外国で納付した税金についてタイ国の個人所得税額を上限として外国税額控除を認めるとしました。

棚卸資産の重量が減った場合の税務上の取扱

木片の輸出業を営むタイ法人は、重量の変化を制御することできない屋外で木片を保管していました。当該法人は湿度により棚卸資産（木片）の重量が2%-3%変化する旨の証明書を専門家から取得しました。

タイ国歳入局は、合理的な範囲内で生じかつ同業者において許容される棚卸資産の重量減については、付加価値税および法人所得税の対象となる売上とは見なされないと回答しました。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Darika Saponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsaponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 290 partners and over 7,400 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.